

特商法の
エキスパート

千原弁護士の

法律Q&A

NB会社と会員の関係は取適法の規制対象に？

質問

ネットワークビジネス（NB）会社を運営しています。2026年1月から施行の取適法（中小受託取引適正化法）についての質問です。会員に支払う報酬から、振込手数料として数百円を差し引くのは、取適法違反でしょうか。ご存じのとおり、NB会社と会員との関係は、「会員が会社から商品を購入する」「会員が他の会員を募集する」という、二つの側面があり、後者が「取適法の規制対象となる『役務提供委託』に該当するのでは？」という指摘を受けています。

(NB会社社長)

プロフィール

1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第二東京弁護士会所属。現在、約170社（うちネットワークビジネス企業約90社）の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法などの一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」（中央経済社）などがある。



士会所属。現在、約170社（うちネットワークビジネス企業約90社）の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法などの一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」（中央経済社）などがある。

回答

取適法は従来、下請法と呼ばれていたもので、改正され、名称が変更されました。取適法が適用される場合、「指摘」とあり、会員に対する振込手数料は、親事業者（NB会社）が負担する必要があります（この規制は今回の法改正で初めての導入です）。

しかし、結論から言うと、NB会社と会員の関係について、基本的には取適法の規制はかからないと考えられます。

まず、取適法は、あらゆる取引関係に適用されるわけではなく、「製造委託」「修理

委託」「情報成果物作成委託」で提供しようとする場合において、「役務提供委託」「特定運送委託」のいずれかの取引に限って適用されます。つまり、その適用範囲は、下請会社が搾取されやすいよ

うな取引形態に限定されています。NB会社と会員との間の商品取引は、通常は上記のような製造委託や修理委託等ではなく、単なる「売買」等だと思えます。

また、ご指摘の「役務提供委託」も、全ての役務提供の委託が対象ではなく、「事業者が、他者に対し役務を有償

提供し、その対価として報酬を受け、かつ、当該事業者が、自社の食品製造工場

の衛生検査を、衛生検査業者に委託することは、取適法の対象となりません。ホテル業者にとってのベッドメイキング業務や、食品製造業者にとっての衛生検査業

務は、自社において必要な業務であり、第三者に対し提供する業務ではないためです。NB会社にとっての会員募集業務も、自社において必要な業務であり、（第三者から委託を受けて）第三者に対し提供する業務ではないので、取適法の規制対象の「役務提供委託」ではないと考えられます。

以上のとおり、NB会社と

「役務提供委託」には該当しない

会員との取引関係について、今回の取適法の規制はかからないことが基本であり、会社から会員への報酬支払について、会員が振込手数料を負担する形での運用や規約を作成することも適法と考えられます。

繰り返しますが、取適法は、これまで「下請法」という名称で知られていた法律の名称と規制内容を追加・変更しただけのものです（薬事法が薬機法に変わったのと同じです）。従前、下請法が適用されてきた時代でも、NB会社と会員との取引関係につき、

下請法の適用はないことが基本とされており、下請法による処分等もなかったと思えます。